

旅行相談契約取引条件説明書面

東京都知事登録旅行業第3-6266号
株式会社RLH&トラベラーズビレッジ
(商号:トラベラーズビレッジ)
東京都千代田区麹町2-10-3 リノウ麹町

代表取締役: 大熊 厚志
総合旅行業務取扱管理者: 大熊 厚志
外務員氏名: 大熊 厚志

I 旅行相談契約

株式会社RLH&トラベラーズビレッジ(以下「当社」と言う。)はお客様の依頼により、次の旅行業務の相談を引き受けます。その場合は、旅行相談料を申し受けます。

① 当社にてご旅行をお申込みになる場合

旅行相談契約に含まれるもの	旅行相談料金
<ul style="list-style-type: none">お客様の世界一周旅行計画の作成旅行全般における相談旅行に関わる航空券の発券手数料宿泊機関、運送機関及び現地ツアーの手配代行ご旅行中のサポート	御一人様 21,000円(消費税込み)

② 旅行相談のみの場合

旅行相談契約に含まれるもの	旅行相談料金
<ul style="list-style-type: none">お客様の世界一周旅行計画の作成旅行全般における相談	※21,000円(消費税込み)

※旅行相談のみの場合の契約期間はお申込みがあつてから6ヵ月間になります。

また旅行相談契約中に旅行をお申込みされた場合、それ以降の御一人様分の相談料は無料となります。

II 契約の成立

- お客様は、申込書に必要事項を記入して、当社に提出頂きます。
- 旅行相談契約は、当社が契約の締結を承諾し、申込書を受理した時に成立します。
- 当社は、申込書の提出を受けることなく、電話、郵便、ファクシミリ、Eメール等の通信手段による旅行相談契約の申し込みを受け付けます。この場合の契約は、当社が承諾した時に成立します。

III 相談料金

当社と旅行相談契約を結んだときは、当社に対して、当社が定める期日までに所定の相談料金を支払わなければなりません。

IV 契約締結の拒否

当社は、次に掲げる場合、旅行相談契約の締結に応じないことがあります。

- 当社の業務上の都合があるとき
- お客様の相談内容が公序良俗に反するとき
- お客様の相談内容が旅行地において施行されている法令に違反するおそれがあるものであるとき

V 当社の責任

当社は、旅行相談契約の履行にあたって、当社が故意または過失によりお客様に損害を与えたときは、その損害を賠償する責に任じます。但し、損害発生の翌日から起算して6ヵ月以内に当社に対して通知があったときに限ります。